

別記様式第1号(第四関係)

か み こ う づ か ち く か っ せ い か け い か く
上 国 府 塚 地 区 活 性 化 計 画

栃木県小山市
栃木県

(平成21年2月)
平成25年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	上国府塚地区活性化計画	都道府県名	栃木県	市町村名	小山市	地区名(※1)	上国府塚、下国府塚	計画期間(※2)	平成21年度～平成25年度
-------	-------------	-------	-----	------	-----	---------	-----------	----------	---------------

目 標 : (※3)
農道を整備することにより、生産物の出荷量の増加及び輸送体制の確立による生産性と農業経営向上の効果を発現する。そして農業所得の増加、農業従事者の経営意欲の向上により安定した農業経営の持続、展開及び地域共同の意識向上を図る。このことにより、著しい農業従事者数の減少を抑えることとし、目標として農家戸数を平成12年度から平成17年度の5年間に36戸減となったため、平成17年度の139戸から平成26年度は18戸減の121戸にとどめることを掲げ、当地域の活性化・定住化を促進する。

目標設定の考え方

地区の概要:
本市は、いのち・豊かな心・ゆとりと癒しを育む「水と緑と大地」の素晴らしい自然環境と、古くから連綿と築かれてきた歴史があり、東京圏からわずか60kmの栃木県南部に位置する交通の要衝地である。上国府塚地区は、小山市中心部を流れる思川と西部を流れる巴波川に挟まれた平坦な水田地帯である。営農形態は米、麦を中心とした野菜、畜産の複合経営であり、恵まれた立地条件を活かし、生産性の高い都市型農業への脱皮を図っている。

現状と課題
上国府塚地区は、水稲・二条大麦・イチゴ等の生産が盛んであるが、昭和30～40年代に完了した圃場整備において整備された道路の大半は砂利道となっている。近年、農業機械の大型化が進み、農作物・生産資材等の運搬に支障をきたしているのが現状であり、本整備により、圃場からJA施設への生産物の運搬、集落から圃場への生産資材の輸送の改善及び農業の機械化を推進し、地域を活性化することが課題となっている。
また、平成12年度から平成17年度の統計では、農家人口が大きく減少しており、15歳未満の農家人口が全体に対し1%減少して10.7%、60歳以上の農家人口が全体に対し5%増加して33.8%となっている。このことから、農家人口の減少・高齢化・後継者不足の解消が課題となっている。

今後の展開方向等(※4)
農業従事者の高齢化・後継者不足が進み、地域活力が低下する中、農地の保全、基盤の整備、後継者の育成や農地の集約化等を推進して農業経営の安定化を図り地域活性化を目指す。具体的には、農道の整備を行なうことにより、従来の機能が向上され、生産性の高い農業基盤を確立し、農業所得の増加、農業従事者の経営意欲の向上により安定した農業経営の持続・展開を図り、農家人口・総人口の減少を抑制し、当地域の定住化を促進する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
小山市	上国府塚	基盤整備(土地改良施設保全)	小山市	有	イ	
小山市	下国府塚	基盤整備(土地改良施設保全)	小山市	有	イ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

3 活性化計画の区域(※1)

上国府塚地区(栃木県小山市)	区域面積(※2)	322ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係:当該区域の322haのうち農地面積は約248haで7割以上を占め、当該地域における農林漁業従事者は、おおむね63%である		
②法第3条第2号関係:農業者の高齢化からみて、活性化のためには、基盤整備により生産性の高い農業基盤を確立し、農業所得の増加、農業従事者の経営意欲を向上させることにより定住化を進めることは必要不可欠な区域である。		
③法第3条第3号関係:市街地を形成している地域は含んでいない。		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

農業従事者の減少、高齢化、後継者不足のなか、農家戸数を現状維持に留め、その達成状況を農業センサス統計調査及び農地基本台帳等を基に確認する。
また、公表にあたっては、第三者の意見を徴集する。